



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 大 村 紙 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 村 日 出 雄
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 9 5 3)

問 合 せ 先

取 締 役 管 理 本 部 長 浅 岡 豊 治
電 話 0 4 6 7 - 5 2 - 1 0 3 2

定款の一部変更に関するお知らせについて

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

平成 16 年 6 月 9 日に公表された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株式の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株式の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行い、また、これを機に所要の字句の修正を行うものであります。

なお、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条および 2 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
二章 株式 <u>(株券の発行)</u> 第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得) 第 7 条 (単元株式数) 第 8 条 <u>(単元未満株券の不発行)</u> 第 9 条 当社は、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	第二章 株式 (削除) (自己株式の取得) 第 6 条 (単元株式数) 第 7 条 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条</p> <p>(条文省略)</p> <p>第13条～第50条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条</p> <p>(条文省略)</p> <p>第11条～第48条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以 上